資料４

（案）

諮問第215号の答申
就業構造基本調査の変更について

本委員会は、諮問第215号による就業構造基本調査の変更（令和９年度に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月25日付け総統労第181号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果・・・（第２回部会結果を踏まえ判断）

（２）理由等

ア　報告者の選定方法の変更

a　本申請では、従前と同様の報告者数（約108万人）を維持するため、調査世帯数を約54万世帯から約58万世帯に変更するとともに、調査事務の効率化及び近年増加傾向にある外国人労働者に関する集計結果の精度確保を図るため、各調査区からの抽出世帯数を増加させ、外国人の居住する世帯が一定数以上の調査区については全世帯を対象として選定するほか、抽出対象を「住戸」から「世帯」に変更するなど、報告者の選定方法等を見直すことを計画している（**図表１**参照）。

図表１　報告者の選定方法の変更点及びその理由

区分	今回調査（注）（令和９年）	前回調査（注）（令和４年）	変更理由
報告者数	約108万人	約108万人	－
調査世帯数	約58万世帯	約54万世帯	・１世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員数が減少傾向にある中、調査世帯数を増加させることで、従前と同様の報告者数・結果精度を維持する。
標本調査区数	約３万2,000調査区	約３万4,000調査区	・調査区数の増加を抑制し、各調査区からの抽出世帯数を増加させることで、市区町村の事務負担を減らしつつ、必要な報告者数を確保する。 ・第１次抽出で抽出された調査区のうち外国人の居住する世帯が一定数以上の調査区については、全世帯を対象として選定することにより、
各標本調査区からの抽出世帯数	17（一部の標本調査区については、全世帯	15	

区分	今回調査（注）（令和９年）	前回調査（注）（令和４年）	変更理由
	を調査）		外国人を調査対象として的確に捕捉する。
抽出方法	「世帯」抽出（空き家を含まない）	「住戸」抽出（空き家を含む）	・抽出対象を「世帯」に変更することにより、空き家の把握や調査開始時の訪問等が不要となる。また、住民基本台帳の情報を活用した名簿作成がより容易となるなど、市区町村・調査員の負担軽減に資する。

（注）令和４年に実施した本調査を「前回調査」、令和９年に実施する本調査を「今回調査」とする。

b　今回の変更は、１世帯当たりの15歳以上の平均世帯員数が減少傾向にある中でも、必要な報告者数及び結果精度を維持するとともに、地方公共団体等における調査事務の効率化を図るためのものである。また、外国人の就業状況等を新たに詳細に把握することを踏まえ、外国人を調査対象として的確に捕捉するための見直しを併せて行うものである。

なお、総務省が変更後の標本設計についてシミュレーションを行った結果、調査区数の減少による結果精度への影響は限定的であること、外国人については十分な報告者数を確保でき、その結果精度が上昇することが確認されたとしている。

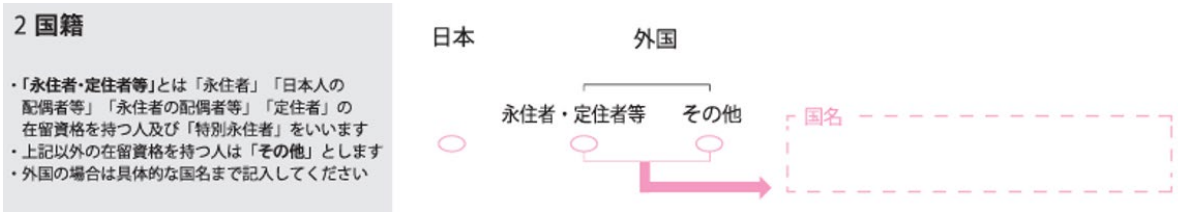
c　（第２回部会結果を踏まえ判断）

イ　調査事項の変更

（ア）「国籍」の追加

a　本申請では、報告者全員が回答する調査事項として「国籍」を追加することを計画している（**図表２**参照）。また、新たに「国籍」を把握することを踏まえ、「日本」、「永住者・定住者等」、「その他」ごとに、年齢階級や有業・無業の別など、国内の就業・不就業の実態を明らかにする基本的な事項による集計を行うことを計画している。

図表２　調査票に追加する設問（国籍）



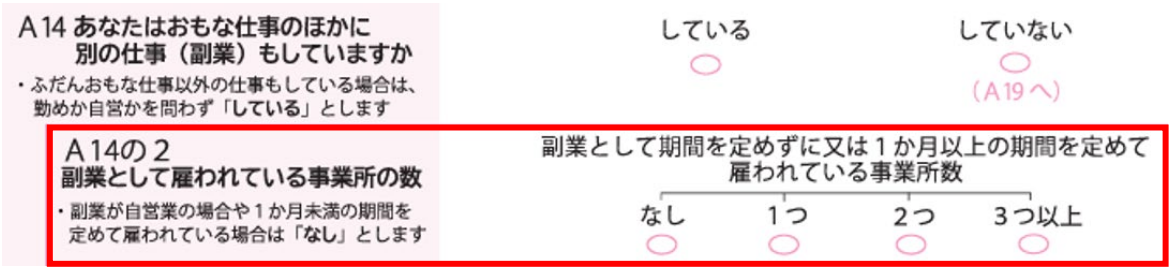
b　近年、人手不足を背景に国内における外国人労働者数が増加している一方、その実態を把握する政府統計は限られており、外国人の就業・不就業の実態をより詳細に把握・分析する必要性が高まっている。

c　今回予定されている変更については、外国人の就業・不就業の実態をより詳細に把握・分析するという行政上のニーズに対応するものであり、適当である。

（イ）「副業として雇われている事業所の数」の追加

a　本申請では、調査事項として「副業として雇われている事業所の数」を追加することを計画している（**図表３**参照）。

図表３　調査票に追加する設問（副業として雇われている事業所の数）



b　本調査では、従来から副業の有無や副業の就業形態等を把握しており、その結果は国民経済計算における雇用者報酬の推計（副業に係る雇用者数の推計）にも利用されている。

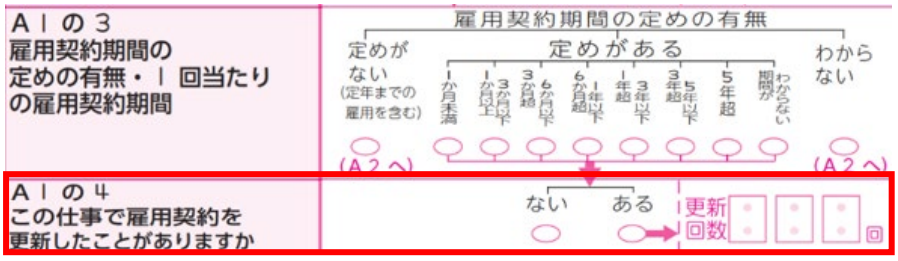
国民経済計算における雇用者報酬の推計に当たっては、複数の事業所で働いている雇用者について、事業所ごとにそれぞれ雇用者として計上することとしている一方、本調査では、これまで２つ以上の副業を行っている場合の実態を把握していなかったことから、副業に係る雇用者数が過小に推計される状況となっていた。

c　今回予定されている変更については、国民経済計算における雇用者報酬の推計方法を踏まえ、その基礎資料となる情報を拡充するものであり、雇用者報酬の推計精度の向上に資することが期待されることから、適当である。

（ウ）「雇用契約の更新の有無・回数」の削除

a　本申請では、調査事項のうち「雇用契約の更新の有無・回数」を削除することを計画している（**図表４**参照）。

図表４　調査票から削除する設問（雇用契約の更新の有無・回数）



削除

b　本調査では、有期雇用契約の実態を把握するため、平成24年以降、「雇用契約期間の定めの有無・１回当たりの雇用契約期間」に加えて、「雇用契約の更新の有無・回数」についても把握してきた。

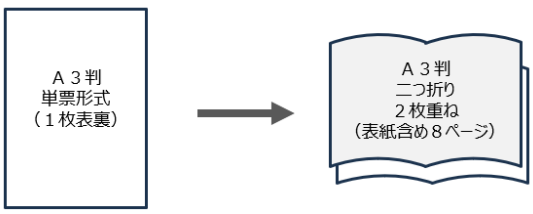
一方、「雇用契約の更新の有無・回数」に係る結果表については、e-Statにおけるアクセス件数が少なく、結果の利活用状況が限定的となっている。

c　今回予定されている変更については、利活用状況等を踏まえ、報告者負担の軽減を図る観点から調査事項を削除するものであり、有期雇用契約の実態に関しては、「雇用契約期間の定めの有無・１回当たりの雇用契約期間」より引き続き把握され、結果の利活用に大きな支障はないと考えられることから、適当である。

ウ　調査票様式の変更

a　本申請では、調査票について、文字の視認性及び報告者の記入のしやすさの向上を図るため、文字の拡大、行間の拡張、設問の配置の見直し等を行うとともに、これらの見直しに伴い、前回調査までの単票形式（Ａ３判１枚両面）から冊子型（Ａ３判二つ折り２枚重ね（８ページ））に調査票様式を変更することを計画している（**図表５**参照）。

図表５　調査票様式の変更イメージ



b　本調査では、前回調査まで単票形式の調査票を用いていたが、報告者、地方公共団体等から、文字の読みにくさやレイアウトの圧迫感について指摘がなされていた。

c　（第２回部会結果を踏まえ判断）

エ　集計事項の変更

a　本申請では、上記（２）イの調査事項の変更を踏まえ、結果表を追加・削除することを計画している。また、母子世帯、父子世帯における母親又は父親本人の所得と、年齢、従業上の地位・雇用形態や子供の数等子育ての状況との関係を分析するための結果表を追加するなど、集計事項の見直しを行うことを計画している。

b　（第２回部会結果を踏まえ判断）

２　前回の答申で示された「今後の課題」への対応状況

前回諮問時の答申（令和３年 12 月 24 日付け統計委第 21 号）における検討課題及び対応状況は、**図表６**のとおりとなっている。

図表６　前回の答申で示された「今後の課題」への対応状況

課題	対応状況
（１）フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施 フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。スキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討すること。	・今回調査でも、引き続き前回調査におけるフリーランスの定義（実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者）を用いて集計を実施。 ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和５年法律第 25 号。以下「取引適正化法」という。）におけるフリーランスの定義に基づく集計も可能となるよう措置する。 （既存の分類事項「従業上の地位・雇用形態」において「会社などの役員」のうち「役員・職員が他にいない役員」等を追加で表章） ・スキル等の活用については、前回調査において、おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っているものと整理し、具体的な調査事項は設けなかったところ、今回調査でも同様の整理とし調査事項を設けることは見送る。
（２）郵送提出の導入による影響の検証 調査員が調査票を取集する場合やオンライン回答の場合に比して、調査票の未記入や誤記入が増加することが懸念されることから、調査票の記入状況について検証し、郵送提出の導入による影響を確認すること。	・前回調査では、新型コロナウイルスの流行もあり、非接触型の郵送提出が全体の 60%以上を占めていた。一方、郵送提出は調査員への提出に比べ未記入や誤記入が多く、結果的に補筆・訂正率が高い状況となっていた。そのため、市区町村における審査負担の増加が確認された。

	・今回調査では、市区町村での審査を要しないオンライン回答を推奨し、オンライン回答が困難な場合は調査員への提出を基本とする。 ・郵送提出については、主として、期限内に未回収であった世帯への対応として用いることとする（督促時に返信用封筒を配布）。

（第２回部会結果を踏まえ判断）

３　今後の課題

（第２回部会結果を踏まえ判断）